

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																						
尾道福祉専門学校	平成22年4月1日	工藤 博道	〒722-0042 尾道市久保町1760-1 (電話) 0848-37-2222																						
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																						
社会福祉法人尾道さつき会	昭和57年6月1日	平石 朗	〒722-0042 尾道市久保町1786 (電話) 0848-37-7272																						
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																					
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉科	平成10年文部科学省認定	0																					
学科の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、介護福祉に関する専門的知識及び技術を教授すると共に、地域福祉の向上を目指した教育を行うことを目的とする。																								
認定年月日	平成〇年〇月〇日																								
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験																				
2	1896	1170	270	456	0																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																				
80人	58人	2人	4人	6人	10人																				
学期制度	■前期 -1年生 4月7日～9月26日 -2年生 4月1日～10月6日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験結果、日常評価、出席状況を総合的に評価し、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)の3段階とする。																					
長期休み	■学年始: 4月1日～4月5日 ■夏季: 8月1日～8月20日 ■冬季: 12月13日～1月12日 ■学年末: 3月5日～3月31日	卒業・進級条件		■進級 -1年次の履修科目全てにおいてC以上であること。 ■卒業 -本校所定の全教育課程を修了し、学力評価試験に合格すること。																					
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・担任による定期的な個人面談及び必要に応じて保護者面談を実施する。	課外活動		■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 資源回収ボランティア ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)																					
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 ■就職指導内容 ジョブカードの作成・面談、企業説明会の実施、模擬面接等を行い、個人の適正にもとづいた個別指導を行う。 ■卒業生数 23 人 ■就職希望者数 22 人 ■就職者数 22 人 ■就職率 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 95.65217391 % ■その他 ・進学者数: 1人 (令和2年度卒業生に関する令和3年4月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>②</td> <td>23人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等</p>	資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	23人	23人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																						
介護福祉士	②	23人	23人																						
中途退学の現状	■中途退学者 6名 令和2年4月1日時点において、在学者52名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者46名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談・カウンセリング・学業支援・保護者との3者面談・校長を含めた4者面談等		■中退率 11%																						
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 入学試験時の受験区分及び成績により10万円～30万円を授業料から免除。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL) 学校関係者評価委員会を年1回実施。																								
当該学科のホームページURL	URL: http://onofuku.ac.jp/																								

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄として下さい

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者であり、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために企業等と連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程(カリキュラム)の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。)に活かすことを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

企業・業界団体等と連携し、介護福祉士育成のための実践的な職業教育の充実と、教育の質の保証・向上及び教育の資質・指導力向上等を図ることを目的に、教育課程編成委員会を置く。

当該委員会では、以下の事項を審議し、審議結果は教務主任が中心になって教育課程を見直す。

- ①教育課程の編成及び実施
- ②教育計画に関する事項
- ③教材の開発等

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
久保田 あけみ	社会福祉法人泰清会 マリン瀬戸 施設長	令和2年4月1日～令和4年年 3月31日(2年)	③
久保田 トミ子	広島国際大学 健康科学部 教授	令和2年4月1日～令和4年年 3月31日(2年)	②
川原 奨二	株式会社ゆず グループホームみなりっこ代表取締役	令和2年4月1日～令和4年年 3月31日(2年)	③
工藤 博道	尾道福祉専門学校校長	令和2年4月1日～令和4年年 3月31日(2年)	
金子 清美	尾道福祉専門学校教務主任	令和2年4月1日～令和4年年 3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年9月28日 15:00～16:30

第2回 令和3年3月22日 15:00～16:30

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

新型コロナウイルスの影響を見越した実習のあり方について学生個々がPCR検査を受診することを検討する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。		
科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	利用者、家族について知る。また、色々な種別の施設であることを知る。多職種協働や関係機関との連携について理解する。	グループホーム宮浦、グループホームみなりっこ、にしごこの家、ひかり苑、サンライズ宮沖、尾道サンホーム、久保の家、コミュケアいつも
介護実習Ⅱ	利用者の生活における必要な情報収集を行い、自立支援の視点から、介護計画を立て、適切な介護が実践できる。	特別養護老人ホームふれあい、星の里、サンライズ大池、ひらはらの郷、いこいの里、ジョイトピアおおさ、ハートフル竹原中央

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

今年度はコロナウイルス感染防止のためと当社会福祉法人の感染症対策委員会の指示により県外研修と広島市内研修の参加を取りやめることにしたため現時点では実地研修は参加を見合わせている。なお、web研修については参加できる体制をととのえている。

② 指導力の修得・向上のための研修等

今年度はコロナウイルス感染防止のためと当社会福祉法人の感染症対策委員会の指示により県外研修と広島市内研修の参加を取りやめることにしたため現時点では実地研修は参加を見合わせている。なお、web研修については参加できる体制をととのえている。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

今年度はコロナウイルス感染防止のためと当社会福祉法人の感染症対策委員会の指示により県外研修と広島市内研修の参加を取りやめることにしたため現時点では実地研修は参加を見合わせている。なお、web研修については参加できる体制をととのえている。

② 指導力の修得・向上のための研修等

今年度はコロナウイルス感染防止のためと当社会福祉法人の感染症対策委員会の指示により県外研修と広島市内研修の参加を取りやめることにしたため現時点では実地研修は参加を見合わせている。なお、web研修については参加できる体制をととのえている。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育目標に沿った取組の達成状況を評価し、学校運営を継続的に改善してゆく事ができるように計画する。また、そのプロセスと結果を公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	学校の理念、教育目標
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織
(3)教育活動	目標の設定、教育方針・評価、成績・単位認定、資格・免許指導体制
(4)学修成果	就職率、資格・免許の取得率、卒業生の社会的評価
(5)学生支援	就職等進路、中途退学への対応、学生相談、学生生活、保護者との
(6)教育環境	施設・設備、学外実習、インターンシップなど、防災・安全管理
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考、学納金
(8)財務	財務情報、財務基盤、予算計画
(9)法令等の遵守	法令・基準の遵守、個人情報保護、教育情報と評価の公表
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献、地域貢献、ボランティア活動
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

自己点検及びそれへの委員会からの評価を基にし、取り組むべき課題を挙げる。それらの課題への取組結果を評価することで学校改善に繋がる事が期待でき、さらに次の段階の課題を発見することにも繋がる。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
久保田 あけみ	社会福祉法人泰清会 マリン瀬戸 施設長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	所属先における職
久留飛 高成	尾道市福祉保健部高齢者福祉課 課長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	関係職種 行政代表
貞井 いずみ	広島県立御調高等学校教諭	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	関係職種 教育機関
平石 朗	全国老人施設連盟 会長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	所属先における職位の高さ、学生の就職先としての関係
工藤 博道	尾道福祉専門学校校長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	
金子 清美	尾道福祉専門学校教務主任	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://onofuku.ac.jp/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

広くホームページにて情報を公開する。

また、実習連携の企業などとは、各年度の学生の様子、本校の教育の基本方針などの情報を提供し、学校関係者と本校の教育活動の共有を促す。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	理念、学校概要
(2)各学科等の教育	カリキュラム、実習
(3)教職員	学校長挨拶、教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職サポート、就職説明会、就職実績
(5)様々な教育活動・教育環境	カリキュラム、実習
(6)学生の生活支援	学生生活
(7)学生納付金・修学支援	学費について、学費支援について

(8)学校の財務	情報公開
(9)学校評価	情報公開
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<http://onofuku.ac.jp/>

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			人間の尊厳と自立	人間のこれまでの歩みを追いながら、その時代の中で、人間の命と尊厳はどのように扱われてきたのか、「尊厳の保持」や「自律・自律支援はどのように行われてきたのか」を学び、現代に求められる「人間の尊厳と自立」支援のあり方を探求する。	1・前	30		○			○			○	
2	○			人間関係とコミュニケーション	人と関わる上で最も重要な「人間関係」と「コミュニケーション」について、様々な場面や自らの体験を通して考えるとともに、円滑な人間関係やコミュニケーションを高めるための技術的側面についても体験的に学習する。	1・前	30		○			○		○		
3	○			生活と福祉	現代社会の生活（暮らし）について、その変遷と課題を考えるとともに、少子高齢社会のもたらす現状を、地域が抱えるさまざまな課題等を通して具体的に学ぶ。	1・前	30		○	△		○			○	
4	○			社会保障制度の理解	社会福祉基礎構造改革の流れによって誕生した、介護保険制度と障害者総合支援法について、介護実践の上で必要な観点から基礎的知識を習得する。	1・前	30		○			○		○	○	
5	○			手話	日本では19世紀の後半から全国各地にろう学校が開校した。そこに集まった子どもたちや卒業生の集団の中で手話がつくられた。この講義の中では、手話を学ぶことをとおして、障害者問題を考えていく。	2・前	30		○	△		○			○	
6	○			総合介護福祉論	2年間の学習の総まとめとして、尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、福祉用具・諸制度などから総合的な生活支援技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	2・後	30		○			○		○		
7	○			情報処理	介護記録や介護計画等がパソコンで作成できるよう、ワードで文章が作れるようになる。	2・前	30		△	○		○			○	
8	○			地域福祉実践論	ボランティア活動に参加して、年1回以上のボランティア体験をするとともに、地域のボランティア活動にかかわっている方々から話を聞くことで、ボランティア活動の意義や目的を学ぶ。	1・全	30		○	△		○			○	

9	○		介護の基本Ⅰ	介護福祉士が社会的に求められ役割を理解し、人間関係を基盤とした上で人権擁護の視点と職業倫理を身に着ける。生活支援者として実践につながる基礎的知識を学ぶ。利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解する。	1・全	60		○		○									
10	○		介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人、及び家族の様々な生活上の課題を理解し、多職種との連携や専門性の理解と実践について学ぶ。また、ICFやリハビリテーションの理念を理解し、生活機能の向上や介護予防の取り組みについて学ぶ。	2・全	60		○		○									
11	○		生活の快支援論	介護を必要とする人の生活を支える介護福祉士として、人間の根底にある「生活の快さの追求」を理解し、支援の視点・方法を学ぶ。	1・全	60		○	△		○								
12	○		介護のコミュニケーションⅠ	「人は人としてどう対応してほしいのか」を出発点として、社会福祉援助場面で長く受け継がれてきた「バイスティックの7原則」を、実習などで体験した介護場面をもとに、より具体的に理解し、利用者や家族、職員同士のコミュニケーションのあり方を考え、実践できる能力を高める。	1・後	30		○			○								
13	○		介護のコミュニケーションⅡ	対人援助職としてコミュニケーションのあり方について理解し、利用者の特性に応じたコミュニケーションの実践を学ぶ。また、多職種間でのコミュニケーションに必要な記録・報告について学び、その技術を習得する。	2・全	30		○	△		○								
14	○		生活支援技術Ⅰ	生活を支援するためにはさまざまな視点・アプローチがあることを学び、養成のある利用者の生活を支援するために欠かせない柔軟な思考を育み、住環境整備における実際の方法や工夫についても言及し、住宅における理論と実践を習得する。	1・全	60		○	△		○								
15	○		生活支援技術Ⅱ	自立に向けた食事支援のための基本的知識や技術を学ぶ。家庭生活の意義を理解し、経営管理する能力と基本的知識と技術を学ぶ。	1・全	60		○	△		○	○							
16	○		生活支援技術Ⅲ	介護を必要とする人が、どのような状態であっても尊厳を保持しながらその人らしく生きられるよう、あらゆる介護場面において、基本的な介護の知識・技術・態度を習得する。前期では主に移動・身支度・排せつ・入浴の場目における基本的に介護技術を学び、後期では実習を振り返りながら、介護技術を深めていく。	1・全 2・前	##		○	△		△	○							
17	○		生活支援技術Ⅳ	利用者の状態や状況に応じた生活支援を、必要な職種との協働連携を図りつつ実施していく方法を理解する。医療対応時の介護について学び、医療職との連携の必要性を学ぶ。	2・前	30		○	△		△	○							

18	○		生活支援技術V	尊厳保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する。	2・後	30		○	△	△	○	○						
19	○		介護過程の基礎	生活支援とは何かを理解しながら、他の授業で学習した知識・技術を統合し、演習を通して、個々のニーズを的確にした介護過程の流れを展開できる思考過程を学ぶ。	1・全	60		○	△		○	○						
20	○		介護過程の実践	介護実習で経験した様々な介護の場面を振り返り、情報収集やアセスメントの必要性を理解していく。利用者の生活の質向上に向けて、生活上の課題を把握し必要な介護のあり方を個別に考察し計画を立てる方法を演習する。	2・全	60		○	△		○	○						
21	○		介護過程とチームアプローチ	介護実習Ⅰ・Ⅱで経験した様々な介護場面を振り返り、介護過程とケアプラン（介護サービス計画）とケアマネジメントの関係や関連性を具体的に学ぶ。介護過程の展開に伴い、多職種との連携、ケースカンファレンス・サービス担当者会議の必要性や求められる知識を再確認し、提出資料の作成や会議の進め方を学ぶ。	2・後	30		○	△		○							○
22	○		介護総合演習Ⅰ	実習Ⅰ－①にむけて、通所サービスや入所サービスのサービス内容や施設概要を理解し、利用者の生活支援についての学修や実習の準備を行い、また、実習の効果をあげるために介護技術の確認を行う	1・前	30		○										○
23	○		介護総合演習Ⅱ	実習Ⅰ－①の振り返りを行い、実習での体験がすべての強化に反映されていくようにしていき、また、多様な介護サービスにおける利用者の生活史絵を学ぶ実習Ⅰ－②の実習につなげるよう、学習や実習準備を行う。	1・後	30		○										○
24	○		介護総合演習Ⅲ	介護実習Ⅰ－②から利用者の暮らしの場や支援について理解を深める。介護実習Ⅱに向けて、個別ケアのためのアセスメント方法の理解や介護過程の展開に向けた地域や技術の理解を深め、実習の準備をしていく。	2・前	30		○	△									○
25	○		介護総合演習Ⅳ	介護実習Ⅱでの介護過程の実践のまとめや評価、報告をしていく。自身の介護福祉士としてのあり方をみつめるとともに、専門性の理解や専門家としての自覚を育てていく。	2・後	30		○	△									○
26	○		介護実習Ⅰ－①	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族とのかかわりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習を行う。	1・前	96					○							○

